****

**障がいのある方へ**

令和６年度 障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練

【NO.９】

**随時開講**

**ハロートレーニング　～障がい者短期職業訓練～**

**訓練受講者募集中！**

**就職のための即戦力人材養成科（１か月）**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所現場を活用して実施する実習型の訓練です。訓練実施企業の業界や職種において必要となる知識・技能のほか、職場におけるコミュニケーションスキルや労働習慣など、実践的な職業能力の習得を目指します。 | |
|  | |
| 訓練期間 | １か月以内（総訓練時間は６０時間～１００時間とし、訓練実施事業所と受講申込者の状況や希望に応じて決定します。）  ※事業所と受講申込者とのコーディネートが成立した場合でも、ハローワークの受講あっせんがない場合、訓練は実施されません。 |
| 年間定員 | ４５人 |
| 訓練実施場所 | 様々な業種の事業所 |
| 申込資格 | 次の(1)から(4)の要件をすべて満たす方  (1)　職業訓練を通じて早期[訓練修了後３か月以内]に就職しようとする意志がある方（訓練終了後、就職状況調査に協力いただきます）  (2)　就労に向けた準備が整っている方  ・訓練の全課程履修に必要な気力と体力が備わっていること  ・訓練実施場所に通うことができること  ・生活リズムが整っていること  ・自分で身の回りの基本的なことができること　など  (3)　公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）に求職申込みを行った方で、ハローワーク所長が就労が見込める者として訓練受講の必要性を認め、受講あっせんを受けることができる方  (4) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者  身体障がい者  身体障害者手帳を所持している（又は申請中であり、訓練開始日の前日までに手帳の交付が見込まれる）方、又は当該手帳を所持していない方で医療機関等において身体障がいがあると診断され症状が固定している方  知的障がい者  療育手帳を所持している（又は申請中であり、訓練開始日の前日までに手帳の交付が見込まれる）方、障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と判定された方  精神障がい者  精神障害者保健福祉手帳を所持している（又は申請中であり、訓練開始日の前日までに手帳の交付が見込まれる）方、又は主治医より統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む。）又はてんかんにかかっていると診断され症状が安定している方  医療機関に継続的に通院し、服薬管理の出来ている方  原則、地域の福祉施設や訓練施設等で就業に向けた支援を受けている方  発達障がい者  医療機関から発達障がいがあると診断を受けている方  原則、地域の福祉施設や相談機関等で就業に向けた支援を受けている方 |
| 募集期間 | 令和６年３月４日から令和７年2月2８日まで随時受け付けます。ただし、定員に達すれば募集を終了します。 |
| 申込方法 | 原則、居住地を管轄するハローワークで申込んでください。  精神障がい又は発達障がいのある方は、支援機関による「社会生活等状況確認書」を添付してください。  ※ 各ハローワークの受付時間は、平日（月～金曜日）の８：３０から１７：１５まで。(土曜日、日曜日と祝日は受付を行っていません。)  ※ 各種用紙はハローワークでお渡しします。 |
| 選考試験等 | 選考試験日：事業所とのコーディネートが成立でき次第、随時 |
| 「受講申込書」、「障害者手帳（所持している方のみ）」等を持参して、選考試験場所で指定の日に選考試験を受けてください。選考試験の結果により訓練受講者を決定します。  ※ 選考試験の内容・日時・場所は、訓練を受ける事業所によって異なります。  ※ 選考試験の結果は、受験後、申込者の方に通知します。 |
| 受 講 経 費 | 受講料、テキスト代等の教材費は無料です。  ※ 訓練先の事業所によっては、必要経費及び傷害・賠償保険（職業訓練生総合保険）の加入料が発生する場合があります。  ※ 訓練実施場所までの交通費、昼食代等は自己負担です。 |
| **※注意事項** |  |
| ①　訓練手当の支給はありません。  ②　ハローワーク所長の受講指示を受けて訓練を受講される方には、雇用保険の失業給付（基本手当・受講手当・通所手当[自宅から訓練実施場所までの最短経路が2㎞以上で、かつ、１km以上公共交通機関を利用される場合等]）が支給されます。（詳しくは、訓練申込前にハローワークでご相談ください。）  ③　受講指示以外の方で、一定の要件を満たし、ハローワーク所長の支援指示を受けて訓練を受講される方には、職業訓練受講給付金及び求職者支援資金融資を受けることができる場合があります。（詳しくは、ハローワークでご相談ください。）  ④　選考試験の結果により、訓練を受講できないことがあります。  ⑤　事前に訓練実施事業所の見学をしていただきます（事業所までの交通費等は受講希望者の負担です）。  ⑥　駐車場の有無については、職場実施事業所で異なるため個別に確認してください。  ⑦　申込みにあたっては、受講申込書の記載事項（個人情報の取扱い等）について、同意いただくことが条件です。  ⑧　この訓練の実施は、平成6年度大阪府当初予算案の可決成立が前提となります。 | |

＜　お問合せ先　＞

大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課委託訓練グループ

　　電話：０６－６２１０－９５３１　　　　　　ＦＡＸ：０６－６２１０―９５２８

問合せ時間：月～金曜日（土・日・祝日休み）　　9：00～18：00